

様式 4

南相馬市監査委員公表第 5 号

平成 30 年 6 月 26 日付け南相馬市監査委員公表第 4 号で公表した監査結果報告について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき南相馬市長から平成 30 年 7 月 9 日付け 30 財第 491 号により措置の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成 30 年 8 月 27 日

南相馬市監査委員 小 澤 政 光

南相馬市監査委員 今 村 裕

監査結果に係る対応状況報告書

| 子育て支援課 | |
|---|---|
| 監査結果 (指摘事項) | 改善措置 |
| <p>予算の債務負担行為を計上していなかったもの</p> <p>ようこそ赤ちゃん誕生祝い品支給事業については、子どもの出生に伴い児童一人当たり2万円分の誕生祝い給付券を交付している。利用できる期間は6箇月間あり、市から取扱店への支払いが翌年度にも発生するが、予算の債務負担行為の計上をしていない。</p> <p>地方自治法第214条により、歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、市が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならないことから適正な予算計上をされたい。</p> | <p>【事業の経過】</p> <p>本事業は、本市の次代を担う子どもの出生を祝うとともに健やかな成長を願い、誕生祝い品を支給し、子育て環境の向上に寄与する目的に、平成27年度より実施している。</p> <p>本来であれば一度きりの現金給付でも対応できるものであったが、実際に子育てのために利用されることを担保するため、給付券を交付し、現行の代理受領方式による現物給付とした経過である。</p> <p>【事務改善】</p> <p>平成30年度交付分から適用させるため、9月市議会定例会に「債務負担行為の補正」を提出し、事務改善を図る。</p> <p>債務負担行為の補正内容</p> <p>期間：平成30年度</p> <p>※平成31年度以降、当初予算編成時に設定するものとする。</p> <p>限度額：誕生祝い品給付券交付を行った者の給付額が南相馬市ようこそ赤ちゃん誕生祝い品支給事業実施規則に定める交付上限に達するまでの残額。</p> |

監査結果に係る対応状況報告書

| 健康づくり課 | |
|---|--|
| 監査結果 (指摘事項) | 改善措置 |
| <p>ガラスバッジの紛失に係る費用について</p> <p>市では、個人積算線量計（ガラスバッジ）を無償で貸出しているが、一部の利用者がガラスバッジを返却せず、市は弁済料として、平成 29 年度については受託業者へ 6,713,280 円を支払っている。</p> <p>未返却者へハガキで返却の催促をしているものの、貸出件数の約 7%が未回収となっており、年々増加傾向にある。これは、一度申込みと定期的にガラスバッジが送付されることから、利用者が貸与されているという意識が薄れていると思われるが、回収率の改善に向けて市と受託業者との連絡調整が不足していたことも原因の一つと考える。</p> <p>今後については、不要な支出を削減するため、貸出の方法について検討を行うこと、また業務委託契約に当たり、ガラスバッジの回収業務内容について具体的な催促頻度、方法についても盛り込むよう、仕様書の見直しを図りたい。</p> | <p>【事業の経過】</p> <p>これまでは、放射線による健康不安の軽減に向け、対象者の範囲を拡大し、申込を自動継続にするなどして、ガラスバッジの申込者を増やすことに重点を置いてきました。最近の測定結果は、測定者のほとんどが、健康に影響の出るレベルではない低い数値であり、市民がガラスバッジによる放射線量を測定したいという意識も徐々に薄れ、返却について催促はしていますが、紛失する方が増えてきました。</p> <p>個人積算線量計（ガラスバッジ）の貸出しは、当初、全国に避難している方がガラスバッジを紛失した際に、弁償金を徴収すると、その経費や手間の方が多く費やされることから、国と協議する際に、測定を継続して行っていただくためには、交付金の中で弁済料についても認められていた経過があります。</p> <p>また、弁償金を徴収することになれば、希望者が減り、今まで測定の継続をしていた方が辞めてしまうということから、催促はするものの、実際弁償していただくということは実施してまいりませんでした。</p> <p>【事務改善】</p> <p>今後は、これらの経過とご指摘を踏まえ、具体的な回収期限、未回収者の一覧表の提出期限、催促方法について仕様書に盛り込むとともに、受託業者との連絡調整を徹底することで、回収率の改善に努めます。</p> |

様式2

監査結果に係る措置通知書

| 文化財課 | |
|--|---|
| 監査結果 (指摘事項) | 改善措置 |
| <p>行政財産使用料の徴収がされていなかったもの</p> <p>市は、東北電力株式会社が泉官衙遺跡地内に本柱を設置するにあたり、行政財産の使用を許可しているが、平成28年度は、行政財産使用料の調定の手続きが漏れ、平成29年度は事務手続きが遅延し未収入となった。</p> <p>今後は、財務規則等を確認の上、適正な事務処理に努められたい。</p> | <p>財務規則及び関係法令を確認し、適正な財務処理に努めるよう注意喚起を行った。</p> <p>歳入の事務処理にあたっては、文書指示の際に事務処理方法を的確に示すとともに、事務手順についても確認を行い適正な事務処理を行うよう改善に努める。</p> |